

こ保人第46号
令和2年4月13日

各保育・教育施設設置者様
施設長様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長
保育・教育人材課長

神奈川県による「新型コロナウイルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言への対応について（第2報）」を受けた対応について

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

4月10日付で神奈川県より「新型コロナウイルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言への対応について（第2報）」が示され、保育所については、「社会生活を維持するうえで必要な施設」に区分され、適切な感染防止対策の協力をお願いしながら、引き続き事業継続するよう示されました。

今回の県からの事務連絡を受けた取り扱いは、以下の通りとしますので、よろしくお願いいたします。

1 園児の預かり等について

「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」（令和2年4月8日こ保運第127号）に変更はありませんので、今後とも同通知に基づいたご対応をお願いいたします。

【市通知の内容】

市内の保育所等においては、引き続き原則開園をお願いします。併せて、一層の感染拡大防止のため、家庭での保育が可能な場合においては、期間中（令和2年4月8日から5月6日まで）保護者に登園を控えるようお願いすることとします。

なお、在宅勤務などで保護者がご家庭にいる場合でも、家庭での保育が可能であるとは限らないため、個別の状況を保護者の方にご確認いただきながら対応していただくようお願いいたします。

2 感染症防止対策について

県からの通知では改めて「適切な感染防止対策」が示されましたので、再度のご確認と対応をお願いいたします。その際、4月10日付で市から発出した、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について」もご確認いただくようお願いいたします。

【参考】市からのマスク等の今後の配布予定等（4月13日現在）

マスクや消毒液等につきましては、市としても確保に努めているところであり、現在の状況をお知らせします。

① マスクについては、4月27日以降から順次各施設への配送予定（施設当たりの枚数等については調整中）

② アルコール消毒液（エタノール）

・施設規模等に応じて、順次配送予定

（4月8日に303施設に向け、第1回目を配送済み。今後、国に要望した必要数が確保でき次第、各施設あて配送予定）

3 給食について

通常、調理担当者には各クラスを巡回し、喫食状況を確認するようお願いしていますが、人と人の接触をできる限り減らすため、緊急事態宣言の期間中は調理担当者によるクラス巡回を中止してください。

喫食の状況等については、調理担当者と保育士が連携をとるようにしてください。

4 保護者向け協力依頼

保護者の皆様にも感染防止に向けたご協力をお願いするお知らせを作成しましたので、配布をお願いします。

5 添付資料

(1) 保護者の皆様への配布資料

・「新型コロナウイルス感染症防止のためのご協力について」

(2) 神奈川県からの事務連絡

・「新型コロナウイルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言への対応について（第2報）」（令和2年4月11日 次育第1125号）

(3) 市通知

・「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について」（令和2年4月10日 こ保人第44号）

<担当連絡先>

【園児の預かりについて】 保育・教育運営課：671-3564

【感染症対策・給食について】 保育・教育人材課：671-2397

令和2年4月13日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長
保育・教育人材課長

新型コロナウイルス感染症防止のためのご協力について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

国からの「緊急事態宣言」が神奈川県に出されたことに伴い、保育所等の利用について、「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について」（令和2年4月8日付）で、ご案内をしました。

今回、4月10日付で神奈川県から改めて「県民の外出の自粛」等が要請され、**保育所等については**「社会生活を維持するうえで必要な施設」として適切な感染防止対策を行いながら、**事業を継続**するよう要請がありました。

各園においても、感染防止対策には十分気を付けながら保育を行っていますが、保護者の皆様におかれましても、園の状況にもご配慮いただきながら、下記の内容について、お子様及びご自身の体調の確認や、ご家庭における衛生管理等についてご協力いただくようお願いいたします。

1 保育所等の利用について

「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について」のとおりです。

【市通知の内容】

- ・市内の保育所等は原則開園とし、保育が必要な方については、引き続き保育所等を利用していただけます。
- ・ご家庭等での保育が可能な場合には、令和2年4月9日から5月6日までの期間の登園や延長保育の利用を控えてください。

2 体調の確認

お子様及び保護者に次の症状がある場合には、特に外出を自粛し、登園を行わないよう徹底してください。また、こうした症状が4日以上続く場合は、速やかに「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター」（045-664-7761）に相談してください。

- ・ 37.5度以上の発熱がある
- ・ 強いだるさ（倦怠感）がある
- ・ 強い息苦しさ（呼吸困難）がある
- ・ 咳やくしゃみ、鼻水などの風邪の症状がある

また、発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向になるまでは登園を行わないてください。

3 衛生管理

- ・「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」）を避ける

- ・定期的に換気を行う。
- ・声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用する。
- ・清掃を徹底し、手が触れる机やドアノブ、共有物については必要に応じて消毒（消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウムを使用）を行う。

- ・手洗い等により手指を清潔に保つこと
（石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒）

4 その他

保育所等においても感染拡大防止のため、体調の確認を徹底しています。ご家庭でも、お子様やご自身の感染防止のためにも外出の自粛をお願いするとともに、引き続き、ご家庭で保育が可能な場合には、登園を控えていただくようお願いいたします。

次育第 1125 号
令和 2 年 4 月 10 日

各市町村子ども・子育て支援新制度主管課長 殿

神奈川県福祉子どもみらい局
子どもみらい部次世代育成課長

新型コロナウイルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言への対応について
(第 2 報)

本県の保育行政の推進につきまして、日ごろから御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症まん延を防止するため、令和 2 年 4 月 10 日付けで、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が改定されました。

改定実施方針において、保育所、放課後児童健全育成事業等は「社会生活を維持する上で必要な施設」に区分され、適切な感染防止対策の協力を要請する施設とされています。

市町村においては、「保育所等における感染症対策ガイドライン」等に従い感染防止対策を行いながら、保育所等が引き続き事業継続できるよう適切にご対応くださいますようお願いいたします。

問合せ先

保育・待機児童対策グループ

電話 045 (210) 4663

子育て支援人材グループ

電話 045 (210) 4687

特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

令和2年4月7日制定

令和2年4月10日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

特措法第32条に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の対処方針で示された重要事項を基に、次により緊急事態措置を行う。

1 措置を実施する期間

令和2年4月7日～5月6日まで

2 措置の対象とする区域

神奈川県全域

3 実施する措置の内容

(1) 県民の外出の自粛（令和2年4月7日～5月6日）

法第45条第1項に基づき、生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛を強く要請する。また、やむを得ず外出する場合でも、「密閉」「密集」「密接」を避ける行動を徹底することや、テレワークや時差出勤などに努めることを呼びかける。

(2) 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（令和2年4月11日～5月6日）

法第24条第9項に基づき、これまでの学校に加え、別紙1の施設管理者若しくはイベント主催者に対し、施設の使用停止、若しくは催物の開催の停止を要請する。これに当てはまらない施設についても、法によらない施設の使用停止の協力を依頼する。

屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティー等の開催についても、自粛を要請する。

なお、別紙2に記載の社会生活を維持する上で必要な施設は、適切な感染予防対策を講じ事業を継続するよう要請する。

法第45条第2項、3項及び4項に基づく要請、指示及び公表については、上記の要請の効果を見極めたうえで行うものとする。

(3) 臨時の医療施設における医療の提供

新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制「神奈川モデル」では、医療崩壊を防ぐため、入院の必要な中等症の患者を集中的に受け入れる「重点医療機関」を設定するとともに、重症者に対しては高度医療を提供できる医療機関の治療体制を確保し、軽症者や症状がない感染者については、自宅や宿泊施設等での安静・療養を原則としている。

神奈川モデルによる医療の提供にあたって、必要が生じた場合は、法第48条、49条に基づき、臨時の医療施設における医療の提供、そのための土地・建物の使用を行う。

(4) 緊急物資の運送

必要に応じ、法第 54 条に基づき、緊急事態措置の実施に必要な物資、医薬品、医療機器などの輸送を、指定公共機関である輸送事業者に要請、指示を行う。

(5) 物資の売り渡しの要請

必要に応じ、法第 55 条に基づき、緊急事態措置の実施に必要な食料、医薬品などの物資について、所有者に対して売り渡しの要請、収用などを行う。

(6) 生活関連物資等の価格の安定等

国や市町村と連携し、県民の生活に関わる物資・役務の価格の高騰や、供給不足が生じないように関係法令に基づく措置を行う。

(7) その他

上記の他、必要に応じて、特措法に基づく措置を行う。

4 緊急事態措置を円滑に行うための取組み

(1) 県民・事業者への周知

- 緊急事態措置の実施にあたり、知事から、県民・事業者に強くアピールし、理解と協力を求める。
- ホームページ、SNS などあらゆる媒体を活用し、県が行う緊急事態措置の周知に努める。
- 施設の利用制限の措置を行う場合は、関係団体等を通じて、周知する。

(2) 緊急事態措置に伴う影響への対応

- 緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者等に対して、国の緊急経済対策に基づく施策などと連携し、県対策本部の緊急経済・社会対策部で、きめ細かな支援に努める。
- 売り上げ不振や生活の困窮など、県民や事業者から社会経済面からの相談に対応するコールセンターを設置する。

(3) 医療体制の確保

- 神奈川モデルによる医療供給体制を確立するため、医療機関や医療従事者、民間事業者の理解を得て、病床や宿泊施設の確保に全力で取り組む。
- 新型コロナウイルス感染症に対処する医療関係者を応援するよう、県民に求める。

(4) 市町村との連携

- 本実施方針を市町村に周知し、県民の外出の自粛の要請など、緊急事態措置の実施に協力を求める。

(5) 県の実施体制

- 8 月末まで、県が主催するイベントや県民利用施設の休止等を行う。
緊急性のない業務の休止や延期、縮小などを徹底し、全庁を挙げて、緊急事態措置を含めた新型コロナウイルス対策を推進する。

基本的に休止を要請する施設 (特措法施行令第11条に該当するもの)

(別紙1)

施設の種類	要請内容	内 訳
遊興施設等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等
大学、学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 (床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。)
運動、遊技施設		体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等
劇場等		劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場 博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。

特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設については、同1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(＝休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
集会・展示施設	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

施設の種別によっては休業を要請する施設

施設の種類	要請内容	内訳
文教施設	原則として施設の使用停止及び催物の開催の停止要請	学校(大学等を除く。)

※ 適切な感染防止対策については、別表「適切な感染防止対策」を参照

【別表】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密室) の防止	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触 感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	店舗、事務所内の定期的な消毒
移動時における感染 の防止	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	従業員数の出勤数の制限(テレワーク等の在宅勤務の実施等)
	出張の中止(電話会議やビデオ会議などの活用)、来訪者数の制限

社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	要請内容	内訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請 営業時間短縮の協力要請	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等 (宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。(宅配・テイクアウトサービスは除く。)
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機 物流サービス(宅配等) 等
工場等	適切な感染防止対策の協力要請	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
社会福祉施設 等	適切な感染防止対策の協力要請	保育所、放課後児童クラブ、預かり保育等を実施している幼稚園 等 高齢者、障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての事業
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容室、ランドリー、ごみ処理関係 等

【別表】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密室)の防止	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	店舗、事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	従業員数の出勤数の制限(テレワーク等の在宅勤務の実施等)
	出張の中止(電話会議やビデオ会議などの活用)、来訪者数の制限

こ保人第44号
令和2年4月10日

各保育・教育施設設置者様
施設長様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長
保育・教育人材課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。
政府による「緊急事態宣言」が出された後も、市としては保育所等に引き続きの開所をお願いし、ご家庭での保育ができない方の保育を行っていただいております、皆様のご協力に感謝申し上げます。

そうした中、他自治体だけでなく、市内保育所においても新型コロナウイルスの陽性反応が確認されたことから、これまで以上に感染拡大防止に努めていただくとともに、**まずは何よりもご自身の体調管理**に御留意ください。

職員の皆様は、園の状況や園児のことを考え、これまでもご自身が無理をしながら勤務をされることもあったかと思いますが、今回「緊急事態宣言」が出されるに至り、何よりもまずは感染の拡大を防止することが急務となっています。今回改めてお示しする**体調確認について徹底**していただくとともに、ご自身の症状で**該当する場合には、必ず出勤を控え**、ご自宅で待機していただくようお願いいたします。

また、感染拡大防止に必要となるマスクや消毒液につきましては、市としても確保に努めているところですが、必要数が不足している状況もあることから、代替手段による対応もお願いいたします。

なお、出勤を控える職員が増えたことで、**保育士が不足した場合には**、2月26日付の通知でお示したとおり、**「利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で」運営**を行っていただくようお願いいたします。その際、通常の職員配置ができない場合でも指導の対象とはしません。安全に保育ができないなどの場合は、保育・教育運営課にご相談ください。

具体的な確認の項目等については、次のページをご確認ください。

<担当連絡先>

【園児の預かりについて】 保育・教育運営課：671-3564

【感染症対策について】 保育・教育人材課：671-2397

1 体調確認の項目

次の症状がある場合には、出勤を行わないよう徹底してください。また、こうした症状が4日以上続く場合は、速やかに相談窓口にご相談してください。

- ・37.5度以上の発熱がある
- ・強いだるさ（倦怠感）がある
- ・強い息苦しさ（呼吸困難）がある
- ・咳やくしゃみ、鼻水などの風邪の症状がある
- ・過去に発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し咳などの呼吸器症状が改善傾向になるまでは出勤を行わない。

2 体調確認の方法

別紙「職員用健康チェックカード」を活用し、出勤時に2人1組となって検温等を行ってください。

なお、健康チェックに該当する場合には、速やかに退勤してください。

体調確認の結果、安全に保育ができる体制が整わない場合（職員が1人も対応できない場合など）には開所時間を遅らせ、入り口に状況を説明する張り紙をし、保育が可能になる時間をお示しするなどの対応をしてください。

3 衛生管理について

- ・「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」）を避ける

- ・定期的に換気を行う。
- ・声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用する。
- ・清掃を徹底し、手が触れる机やドアノブ、共有物については必要に応じて消毒（消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウムを使用）を行う。

- ・手洗い等により手指を清潔に保つこと
（石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒）

4 園児の体調確認

基本的には職員と同じ内容を確認してください。

ただし、発熱の判断をする際には平熱に個人差があることから、個々の取り扱いについては、主治医や嘱託医と相談してください。

また、呼吸器症状がある場合でも、感染性のものではないと医師が判断した場合は登園を避ける対象ではありませんが、心配がある場合には主治医や嘱託医と相談してください。

5 その他

- ・委託業者等については、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱がある場合には立ち入りをお断りください。
- ・保護者に対しても、「1 体調確認の項目」を再度確認していただくとともに、家庭においても「3 衛生管理について」の徹底をお願いしてください。

